2　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二九年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。（第二条関係）

3　平成二八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、平成二九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

◇漁港漁場整備法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八四号）（農林水産省）

一　漁港漁場整備法施行令の一部改正関係

1　国が施行する漁場に係る漁港漁場整備事業として、大隅海峡においてまあじ、まいわし又はまさばを対象とした増殖場を造成する事業を追加することとした。（第一条の二関係）

2　北海道における第三種漁港又は第四種漁港について国が施行する漁港に係る特定漁港漁場整備事業として、製氷、冷凍及び冷蔵施設に係る事業を追加し、漁港管理者による費用の負担割合を定めることとした。（第三条第一項の表関係）

3　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する漁港に係る特定漁港漁場整備事業として、製氷、冷凍及び冷蔵施設に係る事業を追加し、国による費用の補助割合を定めることとした。

4　地方公共団体又は水産業協同組合が施行する漁場に係る特定漁港漁場整備事業であって、国が施行する漁場に係る漁港漁場整備事業と一体的に施行されるものについて、国による費用の補助割合を引き上げることとした。（第四条第一項の表関係）

二　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正関係

開発指定事業として、特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われる補助事業であって国が施行する漁場に係る漁港漁場整備事業と一体的に施行されるものを追加することとした。（第一条第一号ヌ関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第八五号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二九項関係）

3　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模の要件の特例の対象となるものとして、宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業を追加することとした。（附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の地域の要件の特例の対象となるものとして、宿泊施設その他の都市の来訪者又は滞在者を増加させるため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業を追加することとした。（附則第一条の四関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第八七号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災復興緊急保証に係る普通保険等の付保限度額の別枠化等の措置を講ずる中小企業信用保険法の特例のうち、特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を、平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として性犯罪・性暴力被害者支援交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第八九号）（農林水産省）

1　都道府県営土地改良事業として高収益作物導入促進土地改良整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第六項、第五〇条の二の二第二項第五号並びに第七八条第一項第二号の五、第二項及び第五項関係）

2　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等の農業上の利用の増進を目的とする国営土地改良事業について、目的を追加するとともに、申請期間を延長し、平成三四年三月三一日までとすることとした。（附則第二条関係）

3　都道府県営土地改良事業として特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画に従って区画整理等を行う事業を五年間の時限措置として追加するとともに、当該事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（附則第三条第二項及び第六条第三項関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（農林水産省）

1　その原料である生乳が生産者補給交付金の金額の算定の基礎となる乳製品の品目にクリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳を追加することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が八八四億円（改正前一、一五三億円）を超える場合に、八八四億円を超えて二、二四四億円（改正前一、八二七億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、二、二四四億円を超える部分については一一万〇、七五六分の一一万〇、五八八を政府が支払うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第九二号）（厚生労働省）

1　予防接種法による障害年金等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第九三号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による障害年金等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。
